

事務連絡
令和2年4月6日

会員各位

青森県医師会新型コロナウイルス感染症対策室

新型コロナウイルス感染症に係る各種文書の送付について
(第10報)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

先般、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症対応のために巡回診療を行う場合の医療法上の取扱いに係る留意点が取りまとめられ、県より周知依頼がございましたので送付いたします。また、新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いに係る留意点が取りまとめられ、それに関連する診療報酬の取扱い等についての情報提供(その7)がございましたので、併せて送付いたします。

また、先日4月1日に日本医師会は定例記者会見において「医療危機的状況宣言」を公表しました。医療提供体制維持のため国民に対して適切な受診行動を促すなど協力を求める内容となっております。さらに、日本医師会では、受診された方並びに医療従事者の感染が確認された場合の診療継続についての考え方方がまとめされました。ご多忙中恐縮でございますが、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

なお、同通知に関する厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意事項について」(令和2年3月11日付事務連絡(第7報にて通知済み))は本会ホームページ(<http://www.aomori.med.or.jp/doctor/corona.html>)にて閲覧できますことを申し添えます。

記

- ・新型コロナウイルス感染症に係る巡回診療の医療法上の取扱いについて(令和2年3月26日)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その7)(令和2年3月27日)
- ・「医療危機的状況宣言」の公表について(令和2年4月2日)
- ・濃厚接触による自主的な就業制限、施設の使用制限に関する日本医師会の考え方Ver.2.0について(令和2年4月3日)

以上

青森県医師会新型コロナウイルス感染症対策室
【担当】青森県医師会業務課(加藤、藤田、柿崎)
030-0801 青森市新町2-8-21
TEL: 017-723-1911 FAX: 017-773-3273

青 医 号 外
令和 2 年 3 月 26 日

公益社団法人青森県医師会長 }
一般社団法人青森県歯科医師会長 } 殿

青森県健康福祉部医療薬務課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る巡回診療の医療法上の取扱いについて(通知)

標記について、令和 2 年 3 月 25 日付け事務連絡で厚生労働省医政局総務課から別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれでは、新型コロナウイルス感染症への対応のために巡回診療を行う場合には、本取扱いに留意するよう貴会会員に対して周知してくださるようお願いいたします。

なお、各病院長に対しては、別途通知していることを申し添えます。

:

担当 : 青森県健康福祉部医療薬務課
医務指導グループ 技師 小笠原 典
〒030-8570 青森市長島 1-1-1
TEL: 017-734-9291 FAX: 017-734-8089
E-mail: tsukasa_ogasawara1@pref.aomori.lg.jp

事務連絡
令和2年3月25日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症に係る巡回診療の医療法上の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続について」（令和2年2月16日付け厚生労働省医政局総務課・健康局結核感染症課事務連絡）等においてお示ししてきたところです。

上記に加えて、新型コロナウイルス感染症に対応するため、巡回診療を行う場合の医療法における取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、内容を御了知の上、管内医療機関へ周知をいただくとともに、その実施に遺漏なきようお願ひいたします。

なお、これらの取扱いについては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るために臨時的なものである旨、御留意願います。

記

いわゆる巡回診療については、原則として医療法上は診療所の開設に該当するものと解されるが、今般の新型コロナウイルス感染症への対応のため巡回診療を行う場合は、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和37年6月20日付け厚生省医務局長通知）で定める「医療法の運用上特別の処置を講じてその実施の円滑化をはかることが適當であると考えられる」場合に該当するため、当該通知に沿い、取り扱って差し支えないこと。

なお、上記通知において規定する巡回診療実施計画は、適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。

(保 287)

令和2年3月27日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その7）

今般、添付資料内の別添2のとおり、「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」（令和2年2月28日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）が発出されたところですが、当該事務連絡に関連する臨時的な診療報酬の取扱い及び往診料等の臨時的な対応等について、添付資料内の別添1のとおり、厚生労働省保険局医療課より示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願ひ申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その7）
(令 2.3.27 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

(別添1)

※ 以下、「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」(令和2年2月28日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡)を単に「事務連絡」という。

問1 事務連絡により、慢性疾患を有する定期受診患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療及び処方を行うことが可能とされた。この場合であって、当該患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において診療計画等に基づき療養上の管理を行っており、電話や情報通信機器を用いた診療においても当該計画等に基づく管理を行った場合、どのような取扱いとなるか。

(答)

電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において診療計画等に基づき療養上の管理を行い、「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されている管理料等を算定していた患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療においても当該計画等に基づく管理を行う場合は、当該管理料等の注に規定する「情報通信機器を用いた場合」の点数を算定できる。

なお、当該管理を行う場合、対面診療の際の診療計画等については、必要な見直しを行うこと。

問2 問1における「管理料等」とは、何を指すのか。

(答)

特定疾患療養管理料、小児科療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、糖尿病透析予防指導管理料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料及び生活習慣病管理料を指す。

問3 保険医療機関の所在地と患者の所在地との距離が16キロメートルを超える往診又は訪問診療（以下、「往診等」という。）については、当該保険医療機関からの往診等を必要とする絶対的な理由がある場合には認められることとされており（「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日保医発0305第1号））、具体的には、①患者の所在地から半径16キロメートル以内に患者の求める診療に専門的に対応できる保険医療機関が存在しない場合、②患者の求める診療に専門的に対応できる保険医療機関が存在していても当該保険医療機関が往診等を行っていない場合などが考えられる（「疑義解釈資料の送付について（その7）」（平成19年4月20日付医療課事務連絡））とされている。例えば、自宅で療養する新型コロナウイルス感染症患者に往診等が必要な場合であって、対応可能な医療機関が近隣に存在しない場合や対応可能な医療機関が近隣に存在していても往診等を行っていない場合は、「16キロメートルを超える往診等を必要とする絶対的な理由」に含まれるか。

(答)

ご指摘の事例は、「絶対的な理由」に含まれる。

(別添2)
事務連絡
令和2年2月28日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や
処方箋の取扱いについて

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本方針」という。）がとりまとめられたところです。基本方針を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等が継続的な医療・投薬を必要とする場合に、電話や情報通信機器を用いた診療によりファクシミリ等による処方箋情報の送付等の対応が必要なケースがあることから、あらかじめ、その取扱いに関する留意点を別添にまとめましたので、貴管下の医療機関、薬局等に周知していただくようお願いいたします。

以上

慢性疾患等を有する定期受診患者等に係る

電話や情報通信機器を用いた診療、処方箋の送付及びその調剤等に関する留意点について

1. 電話や情報通信機器を用いて診療し医薬品の処方を行い、ファクシミリ等で処方箋情報が送付される場合

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等について、当該慢性疾患等に対する医薬品が必要な場合、感染源と接する機会を少なくするため、一般的に、長期投与によって、なるべく受診間隔を空けるよう努めることが原則であるが、既に診断されている慢性疾患等に対して医薬品が必要になった場合には、電話や情報通信機器を用いて診察した医師は、これまでも当該患者に対して処方されていた慢性疾患治療薬を処方の上、処方箋情報を、ファクシミリ等により、患者が希望する薬局に送付し、薬局はその処方箋情報に基づき調剤する。

(注) 処方箋情報のファクシミリ等による送付は、医療機関から薬局に行うことを原則とするが、患者が希望する場合には、患者自身が処方箋情報を薬局にファクシミリ等により送付することも差し支えない。

- ・ ただし、新型コロナウイルスへの感染を疑う患者の診療は、「視診」や「問診」だけでは診断や重症度の評価が困難であり、初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行った場合、重症化のおそれもあることから、初診で電話や情報通信機器を用いた診療を行うことが許容される場合には該当せず、直接の対面による診療を行うこと。
- ・ なお、新型コロナウイルスへの感染者との濃厚接触が疑われる患者や疑似症を有し新型コロナウイルスへの感染を疑う患者について、電話や情報通信機器を用いて、対面を要しない健康医療相談や受診勧奨を行うことは差し支えない。その場合、新型コロナウイルスを疑った場合の症例の定義などを参考に、必要に応じて、帰国者・接触者相談センターに相談することを勧奨することとする。

2. 医療機関における対応

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、電話や情報通信機器を用いた診療で処方する場合、慢性疾患等を有する定期受診患者等について、当該患者が複数回以上受診しているかかりつけ医等が、その利便性や有効性が危険性等を上回ると判断した場合において、これまでも当該患者に対して処方されていた慢性疾患治療薬を電話や情報通信機器を用いた診療で処方することは、事前に診療計画が作成されていない場合であっても差し支えないこととする。
- ・ 電話や情報通信機器を用いた診療で処方する場合、患者の同意を得て、医療機関か

ら患者が希望する薬局にファクシミリ等により処方箋情報を送付することとして差し支えない。

- ・ 医療機関は、処方箋を保管し、後日、薬局に当該処方箋を送付するか、当該患者が医療機関を受診した際に当該処方箋を手渡し、薬局に持参させる。
- ・ 医師は、ファクシミリ等により処方箋情報を薬局に送付した場合は、診療録に送付先の薬局を記録すること。
- ・ 医師は、3.により、薬局から、患者から処方箋情報のファクシミリ等による送付があった旨の連絡があった場合にも、診療録に当該薬局を記録すること。この場合に、同一の処方箋情報が複数の薬局に送付されていないことを確認すること。

3. 薬局における対応

- ・ 患者からファクシミリ等による処方箋情報の送付を受け付けた薬局は、その真偽を確認するため、処方箋を発行した医師が所属する医療機関に、処方箋の内容を確認する(この行為は、薬剤師法第24条に基づく疑義照会とは別途に、必ず行うこととする)。なお、患者を介さずに医療機関からファクシミリ等による処方箋情報の送付を直接受けた場合には、この確認行為は行わなくてもよい。
- ・ 医療機関から処方箋原本入手するまでの間は、ファクシミリ等により送付された処方箋を薬剤師法(昭和35年法律第146号)第23条～第27条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第49条における処方箋とみなして調剤等を行う。
- ・ 調剤した薬剤は、患者と相談の上、当該薬剤の品質の保持や、確実な授与等がなされる方法で患者へ渡し、服薬指導は電話や情報通信機器を用いて行うこととしても差し支えない。また、長期処方に伴う患者の服薬アドヒアランスの低下や薬剤の紛失等を回避するため、調剤後も、必要に応じ電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を実施する。
- ・ 可能な時期に医療機関から処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ等で送付された処方箋情報とともに保管すること。

日医発第23号（健II1F）

令和2年4月2日

都道府県医師会長 殿

郡市区医師会長 殿

日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長

横倉 義武

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

「医療危機的状況宣言」の公表について

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、我が国の医療現場は危機的な状況に陥りつつあります。

現在、医師をはじめとする医療従事者は、医療提供体制を維持するために全力で取り組んでいるところですが、この難局を乗り切るためには、国民のご協力が不可欠であることから、本会では4月1日の定例記者会見において「医療危機的状況宣言」を公表いたしました。

つきましては、本宣言文をお送りいたしますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

医療危機的状況宣言

2020年4月1日

公益社団法人 日本医師会

我が国の医療は新型コロナウイルス感染症対策にこれまで経験したことのない多くの資源を注入しながら、それ以外の疾病的治療も継続するという危機的な状況に陥りつつあります。

医師をはじめ医療従事者が新型コロナウイルスに感染すれば医療現場から離脱せざるを得ず、国民に適切な医療を提供できなくなることが懸念されます。

一部地域では病床が不足しつつあり、現在行っている対策は二週間後に結果が表れることから、感染爆発が起こってからでは遅く、今のうちに対策を講じなくてはなりません。

医療提供体制を維持するため、医療従事者が全力で取り組む中、国民の皆様には、自身の健康管理、感染を広げない対策、適切な受診行動をお願いいたします。

日医発第 30 号（地 10）（健Ⅱ12）F
令 和 2 年 4 月 3 日

都道府県医師会長 殿
都市区医師会長 殿

日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長

横 倉 義 武

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

濃厚接触による自主的な就業制限、施設の使用制限に関する
日本医師会の考え方 Ver. 2.0 について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて先般、令和 2 年 3 月 27 日付日医発 1277 号（地 498）（健Ⅱ352）F の文書を以て、貴会に「濃厚接触者による自主的な就業制限、施設の使用制限に関する日本医師会の考え方について」をお送りしました。

その後、本「考え方」について厳しく解される場合等も見受けられましたので、別添の通り Ver2.0 として整理いたしました。なお、在宅勤務等は当然可能ですので、ご了知ください。

つきましては、誠に恐れ入りますが、改めて貴会管下関係医療機関への周知をしていただきますようご高配のほどお願い申し上げます。

濃厚接触による自主的な就業制限、施設の使用制限に関する 日本医師会の考え方 Ver. 2.0

令和2年4月3日

新型コロナウイルス感染拡大により、受診者が感染に気付かずに来院される可能性が高まっています。受診された方ならびに医療従事者の感染が確認された場合の診療継続について、日本医師会の考え方を下記のようにお示しいたします。

記

- 医療従事者の日常の感染予防策について、令和2年3月11日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意事項について」に沿った対策が求められます。全ての患者の診療において徹底が求められる標準予防策とは、サージカルマスクの着用及び手指衛生の励行であることが明記されており、また、濃厚接触者に該当しない場合は、同事務連絡「2. (2)」に示されています。
- 受診者の感染が判明した場合、医療機関の管理者が標準予防策（検査等の手技を実施する場合は、それに応じた防護を実施することとする。）の実施を確認した場合には、濃厚接触に該当しないことから、就業制限や施設の使用制限の必要はありません。この場合に、所管保健所等との緊密な連携をお願いいたします。
さらに、同事務連絡にあるとおり、新型コロナウイルス感染症患者の診療に携わった医療機関の職員は、濃厚接触者に該当するかに関わらず、毎日検温を実施するなど、自身の健康管理を強化することが求められています。
- 感染が確認された医療従事者は、他への感染のおそれがなくなるまで保健所等により就業制限が行われます。また、他との接触状況は所管保健所等の指導に従って判断し、濃厚接触者に該当した者は、原則、接触から14日間健康観察が必要となり、その間不要不急の外出を避ける等の指導が行われます。極力診療継続ができる方策を探っていただきますが、対応について保健所等の指導に従ってください。

※ 日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第2版 ver2.1」については、同ガイド「はじめに」の通り、同学会が示したひとつ目の目安であり、それぞれの施設の対応を制限するものではないこと、また、各施設の状況に応じて具体的な対応を決めていただくことが重要とされています。

参考：「医療機関における院内感染対策について」（平成 26 年 12 月 19 日付医政地発 1219 第 1 号）、「中小病院/診療所を対象にした医療関連感染制御策指針（マニュアル）2013 年度案 2014 年 3 月改訂」・「小規模病院/有床診療所施設内指針（マニュアル）2013 年度案 2014 年 3 月改訂」・「無床診療所施設内指針（マニュアル）2013 年度案 2014 年 3 月改訂」（「院内感染対策のための指針案の送付について」（平成 27 年 1 月 5 日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（その 2）」（令和 2 年 2 月 21 日付厚生労働省医政局地域医療計画課ほか事務連絡）、「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 2 月 25 日付厚生労働省医政局総務課ほか事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について」（令和 2 年 3 月 11 日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）